

平成25年度 三条地域水道用水供給企業団人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の任免

平成24年度に新たに採用され、または離職した職員の状況

採用	離職	増減数
0人	0人	0人

(2) 職員数の状況

(各年4月1日現在)

区分	職員定数	職員数		増減数	主な増減理由
		平成24年	平成25年		
事務職	—	4人	4人	0人	
技術職	—	11人	11人	0人	
計	22人	15人	15人	0人	

(注) 職員数は企業職員数であり、地方公務員身分を保有する休職者や派遣職員などを含む。

(3) 年齢別職員構成の状況 (平成25年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	32歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	合計	平均年齢
	未満	～ 31歳	～ 39歳	～ 43歳	～ 47歳	～ 51歳	～ 55歳	～ 59歳	以上		
職員数 (人)	0	0	3	1	1	2	4	4	0	15	49.5
構成比 (%)	0	0	20.0	6.7	6.7	13.2	26.7	26.7	0	100.0	

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成24年度決算)

経常支出額 A	経常収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 前年度の人件費率
千円	千円	千円	%	%
814,457	274,000	117,470	14.4	13.6

(注) 人件費には、特別職に支給される報酬及び職員の法定福利費を含む(子ども手当を除く)。

(2) 職員給与費の状況 (平成 24 年度決算)

職員数 A	給 与 費				1 人当り 給与費 (B/A)
	給 料	職 員 手 当	期 末 ・ 勤 勉 手 当	計 B	
人 15	千円 62,715	千円 10,592	千円 22,985	千円 96,292	千円 6,419

(注) 1 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の企業職員数。

2 職員手当には、子ども手当及び退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
歳 49.5	円 350,944	円 402,000

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分		企業団	三条市	新潟県	国
一 般 職	大学卒	172,200 円	172,200 円	178,800 円	総合職 172,557 円 (181,200 円) 一般職 163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	140,100 円	140,100 円	144,500 円	一般職 133,418 円 (140,100 円)
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	141,900 円	130,656 円 (137,200 円)

※ 国家公務員の(〇〇)内は、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく減額前の額です。

(5) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

1 人当たり平均支給額 (平成 24 年度)		1,532 千円	
平成 24 年度 の 支 給 割 合	期末手当	勤勉手当	
	2.60 月分	1.35 月分	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置	役職加算	5%~15%

イ 退職手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	22.325 月分	27.90625 月分
勤続 25 年	31.825 月分	37.7625 月分
勤続 35 年	45.125 月分	54.15 月分
最高限度額	54.15 月分	54.15 月分
1 人当たり平均支給額	— 千円	— 千円

定年前早期退職特別措置（2%～20%加算）

ウ 地域手当（非支給）

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 24 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 24 年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 24 年度）		0 %	
手当の種類		2 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	支給範囲	支給額
劇薬等取扱作業手当	浄水場職員	劇薬等を取り扱う作業	300 円/日
災害応急作業等手当	災害発生現場で応急作業等に従事する職員	災害発生現場における応急作業等	730 円/日

オ 時間外勤務手当

平成 24 年度（決算）	支給実績	244 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	27 千円
平成 23 年度（決算）	支給実績	1,613 千円
	支給職員 1 人当たり平均支給年額	179 千円

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度決算)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成 24 年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円	同じ	—	3,150 千円	262,500 円
	配偶者以外 6,500 円				
	配偶者がいない場合そのうち 1 人 11,000 円				
	特定加算(16~22 歳年度) 5,000 円				
住居手当	借家・借間 最高 27,000 円	同じ	—	567 千円	283,500 円
通勤手当	電車・バス利用者 最高 55,000 円	異なる	※1	2,296 千円	153,040 円
	自動車等利用者 最高 44,100 円				
宿日直手当	宿日直勤務をした場合 5,100 円	異なる	※2	1,893 千円	145,600 円
管理職手当	役職に応じて 最高 57,600 円	異なる	※3	1,345 千円	448,400 円
単身赴任手当	単身赴任をしている場合 最高 68,000 円	同じ	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	深夜に勤務した場合 1 時間につき 1 時間当たりの給与額の 25/100	異なる	※4	0 千円	0 円
休日勤務手当	休日に勤務した場合 1 時間につき 1 時間当たりの給与額の 135/100	異なる	※5	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が休日等に勤務した場合 勤務 1 回につき 最高 16,500 円	異なる	※6	0 千円	0 円
寒冷地手当	寒冷積雪の度合い等に応じて 年額 最高 89,000 円	同じ	—	1,207 千円	80,453 円

※1 自動車等利用者に対し、国は最高 24,500 円

※2 企業団は年末年始加算あり

※3 支給率、国は最高 130,300 円

※4 時間単価の算出方法が異なる

※5 時間単価の算出方法が異なる

※6 国は最高 27,000 円

ウ 介護休暇の取得状況（平成 24 年度実績）

介護休暇は、長期にわたって介護が必要な家族を介護するための休暇であり、連続する 6 月の範囲内で取得することができます。（無給）

	取得者数	介護休暇承認期間別内訳					
		1 月以下	1 月超 2 月以下	2 月超 3 月以下	3 月超 4 月以下	4 月超 5 月以下	5 月超
男性	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
女性	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

エ 特別休暇の導入状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	付与日数	休暇の種類	付与日数
公民権行使	必要と認められる期間	妻の出産	2 日以内
証人等として出頭	必要と認められる期間	男性職員の育児参加	5 日以内
産前休暇	産前 6 週間(多胎妊娠 14 週間)	忌引休暇	1 日～10 日
妊産婦の健康診査	必要と認められる期間	父母の法要	習慣上最小限度必要とする期間
妊婦の通勤緩和	1 日 1 時間以内	夏期休暇	4 日以内
産後休暇	産後 8 週間	災害復旧	7 日以内
生理休暇	3 日以内	災害等による通勤困難	必要と認められる期間
育児時間	1 日 2 回各 30 分以内	災害時の危険回避	必要と認められる期間
骨髄液提供	必要と認められる期間	子の看護	年 5 日以内
ボランティア休暇	年 5 日以内	要介護者の介護	年 5 日以内
結婚休暇	7 日以内	スクーリング休暇	年 42 日以内

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成 24 年度）

分限処分とは、一定の事由により、職員がその職責を十分に果たすことが期待できない場合等に行う処分であり、降任、免職、休職及び降給の 4 種類があります。

ア 分限処分者数

処 分 事 由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
心身の故障の場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職に必要な適格性を欠く場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
職制の改廃等により廃職等を生じた場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
刑事事件に関し起訴された場合	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(注) 同一の者が複数回にわたって処分された場合、その数を重複して計上しています。

イ 休職状態にある者の数

処 分 事 由	新規・更新	左記以外	合 計
心身の故障の場合	0人	0人	0人

(注) 1 「新規・更新」とは、平成 24 年度中に新たな休職処分または休職期間の更新が行われた者の実数です。

2 「左記以外」とは、平成 23 年度以前に休職処分となり引き続き休職状態であった者の実数です。

(2) 懲戒処分の状況 (平成 24 年度)

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して科する制裁であり、戒告、減給、停職及び免職の 4 種類があります。

処 分 事 由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	0人	0人	0人	0人
合 計	0人	0人	0人	0人	0人

5 職員のサービスの状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの服務上の制約が課されています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況 (平成 24 年度)

科 目	受講者数
地方公営企業会計制度見直しのポイントと実務的対応策セミナー (主催：有限責任監査法人トーマツ)	1人
公営企業会計研修 (主催：新潟県水道協会)	1人
地方公営企業会計制度等の見直しに関する研修 (主催：社団法人 日本水道協会)	1人
実務(技術)講習 (主催：日本水道協会 新潟県支部)	2人
地方公営企業財務会計講習 (主催：財団法人 地方財務協会)	1人
地方公営企業会計基準の見直し等に関する研修 (主催：新潟県総務管理部市町村課)	2人

水道講習（主催：新潟県水道協会）	1人
実務(事務)講習（主催：日本水道協会 新潟県支部）	1人
水道技術管理者研修（主催：厚生労働省健康局水道課水道計画指導室）	1人
地方公営企業消費税実務研修（主催：新潟県総務管理部市町村課）	2人

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法では、職員の勤務実績を正しく評価し、公務能率を増進させることを目的として、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとしています。平成24年度における評価結果の活用状況は次のとおりです。

区分	活用状況	回数	評定期
任用管理	職員の昇格の判定に活用	年1回	12月

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済組合の給付事業の概要

企業団の常勤職員は、新潟県市町村職員共済組合に加入して、短期給付（医療給付等）や長期給付（年金等）等を受けることができます。

ア 短期給付事業

給付の種類		概要
法定給付	保険給付	病気、負傷などの場合に支払われる給付（療養の給付、出産費など）
	休業給付	休業した場合に支払われる給付（出産手当金、育児休業手当金など）
	災害給付	災害時に支払われる給付（弔慰金、災害見舞金など）
附加給付		法定給付以外の給付（家族療養費附加金など）

イ 長期給付事業

給付の種類		概要
退職給付	退職共済年金	組合員期間などが25年以上で、かつ、65歳以上であるとき支給
障害給付	障害共済年金	在職中に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態となったとき支給
	障害一時金	公務によらない病気やケガで退職した場合に軽度の障害の状態にあるとき支給
遺族給付	遺族共済年金	在職中または退職後に死亡したとき支給

(2) 安全衛生管理

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するため、労働安全衛生法に基づき、安全衛生推進者の選任を行い、職員の安全・衛生管理に努めています。

(3) 職員の健康管理

職員の健康管理状態を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、毎年定期健康診断を実施しているほか、胃がん検診を実施しています。

検診名	概 要
定期健康診断	人間ドックを受診しない職員を対象に実施
胃がん検診	人間ドックを受診しない40歳以上の職員及び40歳未満で希望する職員を対象に実施
人間ドック	35歳以上の職員が検診を受ける場合、新潟県市町村職員共済組合が費用の一部を助成

(4) 職員の災害補償の状況（平成24年度）

区 分	認定件数
公務災害	1件
通勤災害	0件

(5) 公務災害基金負担金の状況（平成24年度）

負 担 金	171,145 円
-------	-----------

(注) 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく地方公務員災害補償基金新潟県支部に対する負担金です。